

新潟市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の規定により、新潟市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定める。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

(2) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（住宅の用に供する建築物に限る。）

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について適合していることを証したものであること。

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第41条第3項に基づき市長が不要と認める図書は、前条に規定する図書を提出した場合にあっては、各種計算書とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。